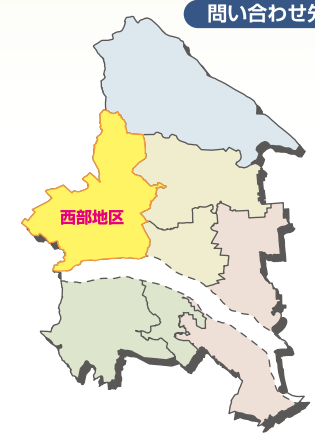


熊谷市 地域の危険度マップ

地震ハザードマップ

西部地区



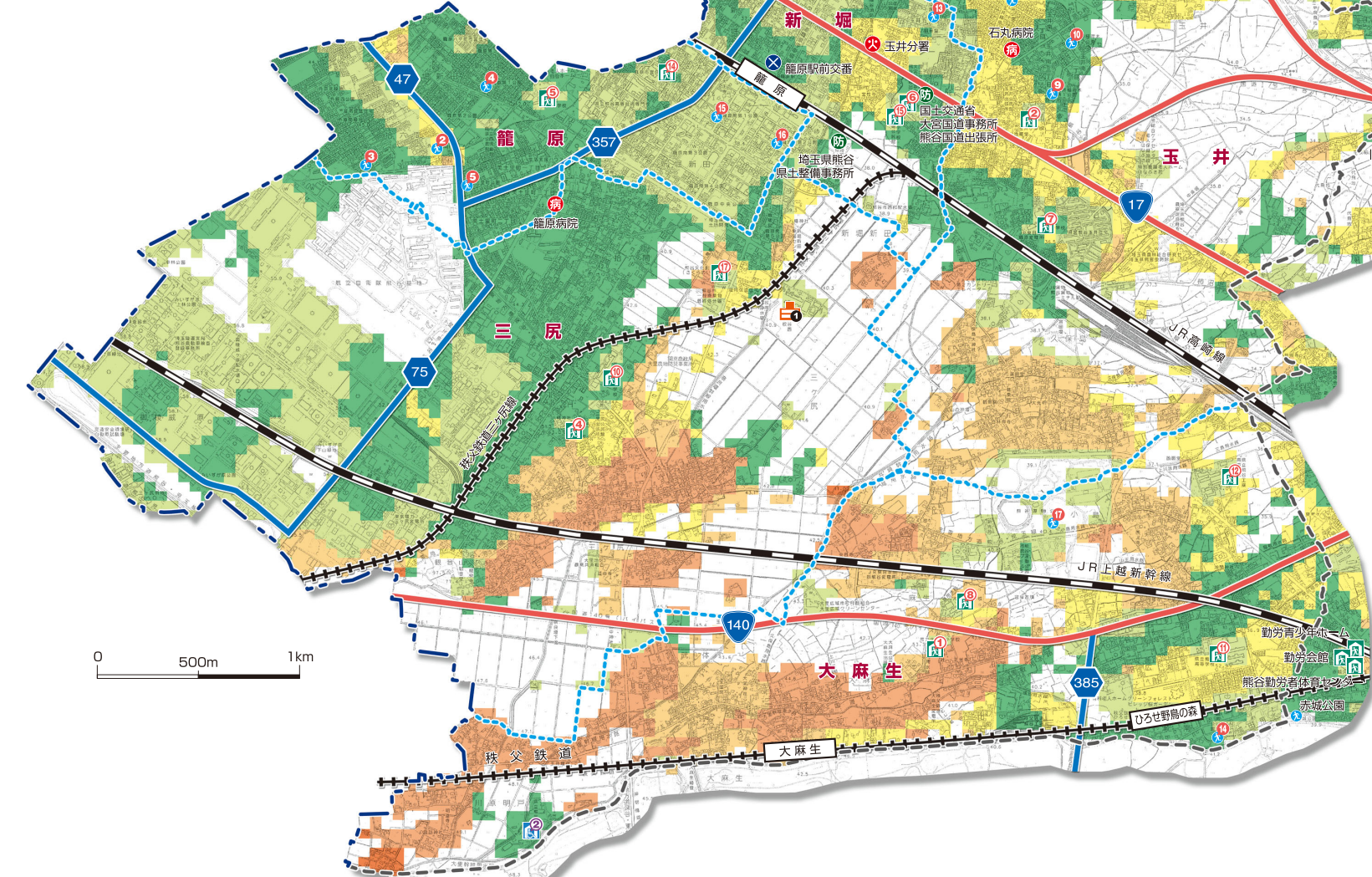
問い合わせ先 熊谷市 市民部 危機管理室 TEL: 048-524-1111(代表)

大地震が発生した場合、多くの家屋や人命に被害が及ぶことが予想されます。地域の危険度マップは、深谷断層による地震が発生した場合、市内の建物の構造や建築年のデータを基に揺れによって全壊する建物の割合(建物全壊率)を指標として地域の危険度を約50mのメッシュごとに色分けして作成しています。この地図は、市内を5分割し、拡大して表示していますので、ご自宅やその周辺についての危険性や最寄の避難所の位置などをご確認ください。

※この地域の危険度マップでは、建物のない区域と全壊する建物がない想定される区域には着色しておりません。

凡例

避難所	1, 17	緊急輸送道路(国道)	—
福祉避難所	1, 2	緊急輸送道路(県道)	—
避難地	1, 16	行政界	—
防災地区拠点	1	地区界	—
防災関係機関	防	校区界	—
消防機関	火	鉄	—
医療機関	病	道	—
警察署等	X		



耐震診断・耐震改修について

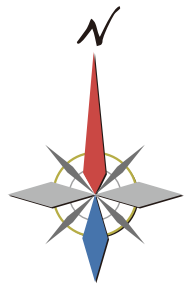
① 住宅・建築物の耐震性について
住宅・建築物の倒壊する割合は古い住宅ほど高く、老朽化や耐震壁の少なさ、または、配管等のバランスの悪さが倒壊の要因であるといわれ、特に、昭和56年5月31日以前に着工された家(新耐震基準以前の建築物)は耐震性が低いとされています。また、住宅・建築物の倒壊は、死傷者の増加、延焼火災の拡大、救助・避難の遅れ等をもたらすため、被害軽減のためには住宅・建築物の耐震化が必要です。特に、新耐震基準以前の建築物について、耐震性の向上が急務といえます。

② 耐震診断・耐震改修の支援制度
熊谷市では、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などに対して、各種支援制度があります。

熊谷市の主な支援制度

制度	対象・要件	支援の内容	問い合わせ先
木造住宅耐震診断助成金	●昭和56年以前に建築された木造の一戸建て住宅又は併用住宅 ●地上2階建て以下の住宅で在来工法で建築されたもの	耐震診断費用の1/2(上限2万5千円)	開発指導課 TEL: 0493-39-4809
住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置	●昭和57年1月1日以前から所在する住宅又は併用住宅(1戸当たり120平方メートル相当分まで) ●一戸あたりの耐震改修工事費が30万円以上であること ●現行の耐震基準に適合する改修工事を行い、その旨を3か月以内に申告したもの	住宅に係る固定資産税が次の期間 1/2減額 工事の完了時期 減額の期間 平成18年～平成21年 翌年度から3年間 平成22年～平成24年 翌年度から2年間 平成25年～平成27年 翌年度分	資産税課 TEL: 048-524-1111 内線252

※支援制度の詳細については必ずお問い合わせください。



危険度の区分

危険度	建物全壊率
7	30%~
6	20~30%
5	10~20%
4	7~10%
3	5~7%
2	3~5%
1	~3%

地震発生時の心構え/行動のポイント

経過時間	ポイント
地震発生	<p>最初の大きな揺れは1分間</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まず、身を守る 机の下などへ。横たえて外へ飛び出さない。 ●すばやく火を消す 危険が伴うので無理はしない。 ●脱出口を確認する ドア、窓を開ける。
発生1~2分	<p>揺れがおさまったらまず火の始末</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火元を確認する 火が出たら落ち着いて初期消火。 ●家族の安全を確認する 倒れた家具の下敷きなどでケガをしていないか。 ●靴をはく 室内に散らしたガラスの破片などを足を守る。 <p>※かけ揺れのおそれがある地域は速く避難</p>
発生3分	<p>隣近所の安全確認 火災の発生を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に声をかける けが人・行方不明者の確認、救出・救護。 ●近所に火が出ているら初期消火 大声で知らせる。 消火器を使う。 パケツリローをする(風呂の水をためおきておく)。 ●余震に注意
発生5分	<p>ラジオなどで正しい情報を入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ●正しい情報をつかむ ラジオや市役所、自主防災組織の情報を聞く。 ●電話はなるべく使わない 緊急連絡電話が優先。 安否確認は「災害用伝言ダイヤル171」で。 ●家屋倒壊などの危険があれば避難 避難をするときはガス栓をしめ、ブレーカーを落とす。
発生10分	<p>協力して消火、救出・救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●助け合いの心が大切 力を合わせて消火活動、救出・救護活動。 ●水・食料は蓄えているもので 3日分の飲料水と食料を備蓄しておく。 ●壊れた家には入らない 無理をして、二次災害を起こしてはいけません。 ●災害情報・被害情報の収集 引き続き余震に注意。
発生数時間	
発生3日くらい	

避難所一覧

●一時避難場所: 一時的に避難する空地 ●広域避難場所: 延焼火災から安全を確保する空地 ●指定避難所: 避難者を収容する建物 ●福祉避難所: 指定避難所だけでは収容できないときに利用する避難所 ●福祉避難所: 幼児や高齢者等の災害時要援護者を収容する施設

分類	施設名	所在地	備考	
防災地区拠点	熊谷高等学校	三ヶ尻2066	補助避難所	
	大麻生小学校	大麻生51	指定避難所	
	玉井小学校	高柳116-1	指定避難所	
	別府小学校	西別府29-1	指定避難所	
	三尻小学校	三ヶ尻2862-1	指定避難所	
	龍原小学校	新堀1143	指定避難所	
	新堀小学校	新堀182	指定避難所	
	玉井中学校	久保島888	補助避難所	
	大麻生中学校	大麻生35-1	補助避難所	
	別府中学校	西別府1817	補助避難所	
	三尻中学校	三ヶ尻2743	補助避難所	
	熊谷商業高等学校	広瀬800	補助避難所	
	熊谷工業高等学校	小島820	補助避難所	
	玉井保育所	玉井2105-1	補助避難所	
	龍原保育所	新堀1124	補助避難所	
避難所	新堀公民館	新堀202-1	補助避難所	
	別府公民館・別府体育館	西別府225-1	補助避難所	
	熊谷文化創造館	拾六間111-1	補助避難所	
	老人福祉センター別府荘	西別府583-1	福祉避難所	
	熊谷養護学校	川原明戸605	福祉避難所	
	玉井公園	玉井1973-314	一時避難場所	
	外原公園	拾六間774-2	一時避難場所	
	寿公園	拾六間788-29	一時避難場所	
	避難地	龍原第1公園	新堀1154-12	一時避難場所
		美土里町公園	美土里町1-20	一時避難場所
		別府第1公園	別府2-83	一時避難場所
		別府第2公園	別府4-44	一時避難場所
		別府第3公園	別府5-51	一時避難場所
		玉井福荷木第1公園	玉井南3-19	一時避難場所
		玉井福荷木第2公園	玉井南2-88	一時避難場所
玉井在家第1公園		玉井3-69	一時避難場所	
玉井在家第2公園		玉井2-24	一時避難場所	
玉井在家第3公園		玉井5-71	一時避難場所	
広瀬川原公園		瀬南68	一時避難場所	
龍原南第1公園		龍原南1-303	一時避難場所	
龍原南第2公園		龍原南1-56	一時避難場所	
熊谷運動公園		小島157-1	広域避難場所	
別府沼公園		西別府1456	広域避難場所	
避難所(隣接)	上江袋集会所	上江袋519-1	補助避難所	
	奈良中学校	上奈良1038	補助避難所	
	旧市立女子高等学校	原島315	補助避難所	
	勤労青少年ホーム	石原1407-1	補助避難所	
	勤労会館	石原1410-1	補助避難所	
	熊谷勤労者体育センター	石原1409-1	補助避難所	
避難地(隣接)	赤城公園	赤城町1-16	一時避難場所	